

福井県青少年愛護審議会（愛護部会 1 班）議事録

1 開催日時

令和 2 年 1 月 2 4 日（金）午後 3 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分

2 開催場所

福井県庁 1 0 階 1 0 0 8 会議室

3 出席者

(1) 委員 6 人

伊井彌州雄委員、戎利光委員、近藤修委員、佐々木英江委員、土橋雅実委員、
中橋征子委員、

（欠席 坂野洋一委員、橋本登茂江委員、藤井真津美委員、見谷智恵委員）

(2) 幹事 2 人

北川登幹事、山本晃市幹事（代理）

(3) 事務局 5 人

川野副部長（県民安全）、金谷県民安全課長、ほか課員 3 人

4 報告内容

(1) 有害図書等の緊急指定に係る報告（福井県青少年愛護条例第 4 8 条第 2 項）

ア 有害興行の指定に係る報告

事務局から、1 1 月に有害興行として緊急指定した映画 5 作品、1 2 月に有害興行として緊急指定した映画 5 作品について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

(2) ビデオ等の包括指定に係る報告

事務局から、1 0 月に有害図書等として包括指定したビデオ等 1, 0 2 5 作品（9 月分）と、1 1 月に有害図書等として包括指定したビデオ等 1, 3 0 9 作品（1 0 月分）、1 2 月に有害図書等として包括指定したビデオ等 1, 1 0 7 作品（1 1 月分）について、指定経緯および指定理由について報告がなされ、了承された。

5 審議内容

図書等の推奨・指定にかかる諮問（福井県青少年愛護条例第48条第1項第2号）

ア 優良図書の推奨に係る諮問

知事から優良図書等の推奨に関して諮問を受けた図書10冊について、各委員に回覧するとともに、事前審査を行った委員による事前審査の補足説明を行ったところ、10冊をいずれも優良図書等として推奨することが適当との意見を得た。また、新聞に表紙がカラーで掲載される1冊を決定した。

イ 有害興行の指定に係る諮問

知事から有害図書等の指定に関して諮問を受けた映画3作品について、事務局から指定理由等を説明し、審議したところ、いずれも有害興行として指定することが適当との意見を得た。

6 意見交換

○県警本部少年女性安全課から、児童ポルノの「自画撮り」被害児童数についての説明があった。また、事務局から、県の今年度の青少年のインターネット被害防止に関する主な取組状況等についての説明がなされた。

- ・委員から、自画撮り被害が発覚する端緒は、被害者からの申告によるものか、との質問があり、県警本部少年女性安全課から、被害者やその親からの申告によって発覚する場合もあるが、通常は児童買春や家出などの捜査の過程で発覚することが多い。また、発覚している自画撮り被害の件数は、あくまで氷山の一角の可能性があると説明がなされた。
- ・委員から、最近の子どもはテレビよりもネットを見ていることが多く、子どもが自分の携帯端末で見ている視聴内容は大人には見えにくい。また、小学校低学年の時期から、児童や親に向けて研修会を行っているが、なかなか研修会を行ってくれる機関が見つからないことが課題であるとの意見があった。
- ・委員から、有害図書がコンビニで販売されなくなったが、コンビニで有害図書を手に取っていたのは親世代よりも上の年代の人たちである。子どもたちはネット上で有害な情報を探して視聴している。今後、どのような方向に動いていくべきか、引き続き考えていく必要があるとの意見があった。
- ・委員から、SNSに慣れ親しんでいる親の中には、子どもの写真を平気でSNSにアップする人もおり、親が子どもの情報を流出させている面がある。また、その親の姿を見て育った子どもは、写真を撮られることにも、写真を撮ってSNSにアップすることにも慣れてしまっている。親のネットに対する意識の低さが子どもにも影響を与えているのではないかと意見があった。

○平成30年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書について、事務局から説明がなされた。

- ・委員から、香川県で、子どものゲーム依存対策に関する条例制定の話が出てきているが、福井県では何か動きがあるか、との質問があり、事務局から、本県では、教育委員会において「ふくいスマートルール」を推進しているところであり、現時点では、そういった条例制定までは考えていないとの説明があった。
- ・委員から、県内の青少年による大麻などの薬物使用の現状や課題について、今後、関係課等とも情報共有を図ってほしいとの意見があった。また、県警本部少年女性安全課から、県内の青少年による薬物使用が増えていることはないが、近年、ネットを通じて簡単に大麻が入手しやすい環境になっているとの説明があった。